

第6回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月)午前9時32分から10時23分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之藪	堅二郎		

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	向井	克巳	ロ.	中峯	哲義
ハ.	片板	大作	ニ.	原田	晃生
ホ.	小脇	尚武			

4. 欠席委員

農業委員 5番 小山 幸良

農地利用最適化推進委員(順不同)

ヘ.	崎田	善昭	ト.	中園	廣行
チ.	雨田	俊孝			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第6号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

議案第5号 南種子町標準小作料・標準農作業料金検討会規則の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	中村 陽星
農地集積支援員	牛野 学

総合農政課 農業再生対策係長 小川 浩輝

7. 会議の概要

事務局 開会前に、本日の欠席者について、欠席の届が出ておりますので報告いたします。

議席番号5番 小山幸良委員、農地利用最適化推進委員の 中園廣行推進委員、崎田善昭推進委員、雨田俊孝推進委員です。

それでは本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第6回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 牛野進一郎委員、4番 砂坂浩一郎委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第6号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、農地中間管理権案件 整理番号2番において、久保田委員が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。

(久保田力雄委員、退場)

議長 それでは、事務局より議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号2番の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 2ページをお開きください。

それでは、会長からありましたように、まず議事参与の制限に関する案件から説明を行いたいと思います。

資料は10ページをお開きください。農地中間管理機構を活用した利用権設定案件です。利用権を設定する者は、兵庫県伊丹市〇〇××-××A・63歳です。備考欄にありますが、耕作者が先ほど申し上げたBです。

土地の所在は〇〇字△△××番×から枝番の×及び×で3筆合計面積が●●㎡です。水稻作付けを行います。賃借料につきましては、10アール

当り1万円で5年間の新規設定となっています。

利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構なので、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「地域振興公社」という。）となっております。それを介しての貸借となります。

今後も耕作を継続していくものと考えられますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号2番については、原案のとおり決定しました。

久保田委員の入場を求めます。

（久保田力雄委員、入場）

議長 議事を進行します。

議案第1号 残りの案件の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 それでは続けます。資料は2ページをお開きください。

議案第1号 残りの案件となりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和3年1月29日を公告日とする農用地利用集積計画賃借権 4件・農地中間管理権 先ほど済ませた1件を含む21件について定めたいので承認を求めます。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和3年2月1日から5年間の案件が2件と期間10年の案件が2件の計4件で、田が●●㎡の4筆・畑が●●㎡の3筆となります。

資料は4ページをお開きください。

整理番号1番は、利用権を設定する者は、〇〇××番地 C・69歳と利用権の設定を受ける者は、〇〇××番地 D・65歳。経営面積については、お目通しをお願いいたします。土地の所在は、〇〇字〇〇××番及び同字××番となっております。利用内容・作物名については水稻で、権利の種類及び賃借料については賃貸借、各筆〇〇俵の現物渡しです。期間は10年の再設定となっています。

続きまして整理番号2番は、兵庫県明石市在住のE・62歳と、先ほど修正いたしましたFです。Fの経営面積は修正後●●㎡です。利用権設定する土地の所在は、〇〇字〇〇××番、地目は畑で面積は●●㎡です。賃借料は10アール当り1万円です。

整理番号3番は、G・80歳とD・65歳との利用権設定です。土地の所在は、〇〇字〇〇××番及び同字××番の2筆であります。賃借料は10アール当り1万円、現金支払いです。以下については、お目通しをお願いいたします。

整理番号4番は、H・70歳とI・38歳の利用権設定です。こちらにつきましては、親子関係にあり使用貸借です。甘しょの作付けを行い、期間は10年となっています。5ページから8ページまで図面を添付しているのでお目通しをお願いします。

10ページをお開きください。農地中間管理権について、計画内訳書の内訳を説明いたします。なお、農地中間管理機構を通じて貸借し、備考欄に耕作者名を記載しております。

整理番号1番。利用権の設定をする者は〇〇××番地 J・69歳。耕作者はKです。土地の所在は〇〇字〇〇××番 外5筆で地目は田、面積合計●●㎡でKが水稻の作付けを行います。賃借料は現物渡しとなっております。詳細についてはお目通しください。

3番は〇〇のL・80歳とMの利用権設定です。土地の所在については、〇〇字〇〇××番 外2筆で合計3筆、地目は田、面積合計●●㎡、賃借料は10アール当り1万円の5年間で新規設定です。

11ページの4番から6番は備考欄にもあるとおり耕作者はNです。詳細はあらかじめ確認していただいていると思うので省略したいと思います。

12ページの7番から8番はOを耕作者とした利用権設定です。利用権を設定する者は日置市在住のP・67歳でOさんとは従兄弟同士であるようですが、これは集積による地域集積協力金をもらうためのもので、それをもらうためには期間10年間の貸借が必要なのですが、今回の設定がその内の最後の5年間です。

資料の詳細についてはお目通し願います。

以降14ページの15番、QからN、続いて16番から17番についても(利用権を設定する者)Qから16番はR、17番はSということで、各々さとうきび・ヒサカキ・水稻となっております。

14ページの18番から15ページの19番までTの利用権設定です。18番がU、19番がVということで、どちらも使用貸借、内容は水稻になります。

20番のWについては耕作についても本人「A to A」で、使用貸借となります。15ページの21番はXとDの賃借権で、これについては10アール当り1万円ということになっております。

何で使用貸借であるかという恐らく疑問に思われる方もいらっしゃると思いますが、これについては時期的な問題で農地中間管理機構は11月支払ということになっているので、時期が合わない農家さんが多いということで、書類上は使用貸借となりますが、実際は個人間でお金のやり取り

をやっているようです。書類に出てこないことなので、言う必要はない事柄ですが、こういうやり方が増えてきているので、農地中間管理権のやり方でここは改正された部分で、改正前はお互いが設定した支払時期でやれたんですが、昨年度からそのやり方が変わってお金の支払いが年1回になってしまったということで、農家さん方の都合が合わなくなってしまったことから、最近は書類上「使用貸借」にしておいて、実際のところお金については個人間でやり取りしていることが増えてきています。今後もこの形が増えていくのかなと懸念しているところであります。

図面については、16 ページから 48 ページに添付しています。確認をお願いしたいと思います。

以上、利用権・農地中間管理権の設定を受けようとする者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、西田委員。
10 ページの整理番号 1 番、賃借料 米〇〇キロと細かく決められていますが、この米というのは粳・玄米・白米か、あるいは混ぜられているものか、また算定基準等を教えてください。

議長 事務局 はい、事務局。
少々お待ちください。西田委員の質問にお答えします。これについては、米と伺っております。粳ではなく米です。〇〇字△△××番については、米〇〇キロ。同字××番については米〇〇キロ。同字××番は〇〇キロ、同字××番は〇〇キロ、同字××番は〇〇キロ、同字××番は〇〇キロということで伺っております。以上です。

議長 11番委員 西田委員、よろしいですか。
米というのは玄米かどうか分からないということですか。

議長 事務局 はい、事務局。
そこについては、確認をしておりませんでした。ただ今まで聞いたところでは精米をして持って行くようです。玄米ではなく精米された米という認識です。

11番委員 はい、分かりました。
議長 他にございませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 7番委員 はい、河野律雄委員。
先ほど係長から「使用貸借権」についての説明があり、それはそれで結構です。教えて欲しいことがありまして、13 ページの 13 番 Y、15 ペー

ジの 20 番 Wについては、利用権を設定する者、借受者（耕作者）が同じ人というのはどういうことなのかということです。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

これについては、説明が不足しておりましたが、先ほど少し触れたんですが、地域集積協力を貰うためであります。結局、農地中間管理機構を利用することによって、地域集積協力が受けられるということがあった条件が「A to A」でも通るということがあり、例え同じ人でも貰えるということがあり、わざわざここを通してということなのです。

議 長
7 番委員

河野委員、よろしいでしょうか。

はい、その交付金を貰う条件の場合は当人同士の貸借についても、OKということですね。分かりました。

議 長

他にございませんか。

（「はい。」の声あり）

議 長
11 番委員

はい、西田委員。

15 ページの 19 番と 20 番、農業委員会を通した契約と実際の契約は違うとの説明でした。これは初年度だけではなくて 5 年間ずっと続くんですか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

これについては、このまま 5 年間これが続きます。この後については分からないですけど、新規で設定される 5 年間はこのままだと承知しております。

11 番委員

途中で修正は使わないのですか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

その修正はもちろん出来るんですけど、本人たちのお金の支払時期について合意しない限り、農地中間管理機構自体が 11 月にしか支払処理をすることが出来ないと、借りる側から 10 月にお金を差し引きます。で、貸している側に 11 月に支払いをするというやり方を取るのですが、農家に聞いてみると一番お金の無い時期だという人も多くて、それを避けるために一応書面上は農地中間管理機構を通すのは使用貸借、タダにしておこうと、でもそれをするには地域集積協力金など何か通さなければいけない事情があって、ただお金の支払時期の条件が双方で合わなければいけないので、この書類上だけはタダにしておいて、実際の支払いは各々で存在するんだというようなやり方をするのが、今年に入ってから見受けられるので、こういうやり方が増えてきたのかなという解釈をしているところです。

議 長
11 番委員

西田委員、よろしいでしょうか。

はい。

議 長

はい、他にございませんか。

（「はい。」の声あり）

議 長
4 番委員

はい、砂坂委員。

はい、今のその地域振興公社の支払の件についてですが、これは全国統

一でこの時期になってるんですか。

事務局
4番委員

はい、そうです。

これを先ほど言ったように、10月の引き落としで農家が厳しいというのは、種子島の現状の中では厳しいですが、これを1ヶ月先延ばして芋の代金が入ってきたり、さとうきびの代金が入ってくる時期にずらすというのは、絶対出来ないということですかね。

事務局

はい、出来ません。今の状況ではこのまま支払日、引き落とし日については変えられないということです。

ただ、こちらでも会議の度に要望は出しているんですけど、それが中々。今、砂坂委員がおっしゃったように全国的に考えたときにこの時期がいけないというのは、一部の農家に限られたことなので、種子島の現状ではこの時期にお金が無いというのはあっても他の農家さんはそうでもない状況でもあるので、これが恐らく変えられることはないんじゃないかと。要望を出して以前は年に3回あった支払日が一気に1回になったんです。条件が悪くなっているんで、そこはせめて2回なり3回なりにしようという話はしているんですが、中々そうもいかない。1つは農地中間管理機構自体の利用権の設定や貸し借りの融通が利かない、または足りないという状況があるのかなと思います。利用促進を図っていますが、そうは上手くいかない現状です。今後もまた要望は掛けていきたいと思います。

議長
4番委員

砂坂委員、よろしいでしょうか。

現状は変えていったほうがよろしいかと思えます。内容については分かりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：Z、譲受人：a 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします、事務局、中村主事補。

事務局

資料49ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Z。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 aです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、50 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は54 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 b。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 c。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、51 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は59 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 b。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、52 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は64 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××-×× e。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

その他同字2筆、地目はともに畑、地積合計は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、53 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は69 ページから添付しています。

以上4件につきましては、1月12日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、小山委員が欠席ですので、古市農地部長にお願いいたします。

農地部長 Zさんの土地なんですけど、fさんが借りられて作っていたんですけど、農地を戻すということです。58ページを見てもらえば分かると思うんですけど、aさんの畑が隣にあるということで、aさんは前々から欲しいということで話があったそうです。今度は畑が返還されたということでaさんが買うことになりました。1月12日の現地調査で確認したところ、畑の境界も殆どなくなり一枚畑になっていました。Zさんの畑からは石が出る

ということでしたが、石も除去して一枚畑として整地されていまして。何ら問題はないものと思いますので、宜しくお願いします。以上です。

議 長
1 番委員

はい、整理番号 2 番、高田委員。

bさんは昨年、こちらの方に帰ってきたということで、従来からcさんの方が借りて耕作していたんですが、そういうことで畑の名義変更をしようということで、今回の 3 条申請に至りました。

家の方も隣同士ということで、従来から耕作していたということでの変更理由です。特に問題はないものと思いますので、宜しくお願いします。以上です。

議 長
4 番委員

はい、整理番号 3 番・4 番、砂坂委員。

まず 3 番の bさんと dさんの件でございますが、これはもう十数年前に売買が成立していたもので、bさんと dさんの母との間で行われていた訳ですが、名義の変更がなされていなかったということで、先ほどもありましたように bさんが Uターンしたのを機に名義変更ができるということで、bさんと dさんの間で話がなされ、今回名義変更をするということで、従来からずっと耕作をしてきた dさんに、贈与という形で名義変更がなされるということでございます。

また、4 番の eさんと dさんの件ですが、これもまた贈与でございますが、eさんは dさんの母の弟に当たる方で、もう年齢も 83 歳、ここに帰って来ること適わないということで、〇〇家の財産を dさんに引き続き耕作していただいて、土地を守っていただきたいということで贈与という形で今回 3 条申請したところでありまして、本人も一生懸命耕作をしておりますので、何ら問題はないと思われまして。以上です。

議 長
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長
事 務 局

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外 5 筆を議題にします。

それでは事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします、牛野支援員。資料 74 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該

当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 g。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。外5筆の合計6筆、地積合計が●●㎡になります。この6筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地であると判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1月12日の現地調査において、事務局、会長、農地部長、中之蘭委員・西田委員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「異議なし。」の声あり〕

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、変更計画 農用地の編入を議題にします。
それでは事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。総合農政課 小川係長。

農業再生対策係長 それでは議案第4号について、ご説明させていただきます。
議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料は82ページをご覧ください。

今回の変更は、農用地域への編入ということであり、まず①の申請者につきましては南種子町で畜産基盤再編総合整備事業の実施に伴うものとなっております。

変更しようとする土地は、別紙のとおり22筆であります。編入総面積は381.3アールであり、変更後の用途は農用地及び農業用施設用地であります。詳細につきましては、添付の資料をお目通し願います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
〔「はい。」の声あり〕

議 長 はい、西田委員。

11番委員 はい、関連事業として畜産基盤再編総合整備事業というのは、その地域

というのは南種子町全体が入っているんですか。

議 長

はい、事務局。

農業再生対策係長

地域の設定については、私の方では把握できておりません。すみません。後日また改めて報告させていただきたいと思います。

計画的には、町全体を計画していると思います。今回の整備対象者は3名ということになっております。回答にはなっておりませんが、よろしくお願いします。

議 長

西田委員、よろしいでしょうか。

11番委員

はい。3名ということは、その3名に関連している、あるいは利害関係のある土地という理解でよろしいでしょうか。

議 長

はい、事務局。

農業再生対策係長

そのようにご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

11番委員

はい、分かりました。

議 長

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第5号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いいたします。事務局、山田局長。

事 務 局

議案第5号について、ご説明いたします。資料は88ページからになります。

議案第5号は南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、南種子町農業委員会規程第7条第1項第11号の規定により、農業委員会の議決を求めるものでございます。

まずは昨年変わられた委員の方もいますので、南種子町標準小作料・標準作業料金検討会について簡単に説明いたします。

農業委員会では毎年このような南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報を作って全戸に配布をしております。

これは毎年3月の定例総会において決定しておりますが、その前に南種子町標準小作料・標準作業料金検討会(以下「検討会」という。)というのを開催しまして、標準農作業料金及び賃借料情報について、そこで協議を行って、その結果を3月の定例総会に提案をしております。

今回の改正は、この規則が設定された年が平成19年ということで、その当時からするとこの規則の別表に掲げる機関・団体名並びに職名がそれぞ

れ変更されておりますので、それらを現在の名称に変更したいというのが主な改正点ということでございます。

それでは新旧対照表により説明しますので、91 ページをご覧ください。左が改正後、右が改正前となっております。

第4条第1項 検討会に次の役員を置くとなっておりますので、その次に「(1) 会長」、「(2) 副会長」、というのを加えます。第2項、改正前は「会長及び副会長は会員の互選によって決定する。」となっておりますが、毎年会長は総合農政課長、副会長は種子屋久農業協同組合営農販売課長がなっておりますので、会議がスムーズに進むよう、第2項は、「会長は、総合農政課長をもって充てる。」、第3項は、「副会長は、種子屋久農業協同組合南種子支所営農販売課長をもって充てる。」としております。

これにより1項増えたため、第3項を第4項とし、第4項を第5項とし、第5項を第6項とします。

最後に別表の変更についてですが、機関・団体名については先ほども申し上げたとおり当時の名称のままです。現在の名称に変更しております。また土地改良区の事務局長も毎年検討会に入っておりますので、追加をしております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、西田委員。
検討会の上部団体というか、最終的に意見決定する機関があるんですか。この検討会で決まってくる訳ですか。
(「はい。」の声あり)

議長 事務局 はい、事務局。
最終的には農業委員会の定例総会で決定するという形になります。ですので、簡単に言えば農業委員会の諮問機関という形になるかと思えます。

11番委員 はい、それでは1つお尋ねしますが、この検討会の構成メンバーに農業委員会の事務局なり会長なりが入ってない訳ですが、諮問委員会である検討会の過程で農業委員会としての意見なり、考え方なりを反映する場所はないということになるんですか。

議長 事務局 はい、事務局。
町は検討会のメンバーには入ってませんが、事務局が農業委員会の事務局になっておりますので、そこで事務局の方から意見とかは言えます。以上です。

議長 他にございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。異議の無い方は挙手をお願いいたします。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、寺内委員。

6番委員 第2項なんですけど、「会長及び副会長は委員の互選によって決定する。」という前のスタイルの方が良いと思います。役員は2項なんですけど、わざわざ会長が総合農政課長、副会長が農協の販売課長というやり方より、互選の方が良いと思いますけど。

議長 はい、事務局。

事務局 これは毎年書いてあるとおり、会長が総合農政課長で副会長が営農販売課長となっております。

毎回立候補を聞いて、それから立候補がいなくて事務局(案)となっておりますので、もう今のようにお互い譲歩しあったりするので、会議がスムーズにいくように、このような形で提案いたしました。特にそれが駄目ということであれば、その手続きを踏むだけですので、後は皆さんからのご意見を承りたいと思います。

6番委員 あの、将来的にですよ、また考えが変わって元々の形が良いと私は思います。私だけでしょうか。

7番委員 全員一致が理想的だとは思いますが、意見を色々言うことはある訳ですから、一応今寺内委員がおっしゃったことは、寺内委員の考える意見があったという話と、2つ出た時がどうするかという時は、賛否を多数決で問えばよろしいという話になってくるだろうと、ですから別に悪い話をした訳ではありません。それでよろしいのではないのでしょうか。

議長 それでは多数決を採りたいと思います。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数であると認めましたので、原案のとおり決定します。

議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。